

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

4 月号 Vol. 120

今月は清明節があります

まいど おおきに！

中国国務院は、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた“「反外国制裁法」の実施規定(国務院令第 803 号)”(以下、規定とする)を、国務院第 55 回常務委員会で可決し成立させました(公布日は 3 月 24 日)。規定は、2021 年 6 月 10 日から施行されている反外国制裁法に関し、主に措置の明確化や、執行の強化を定めたものとされております。外国が中国関連の輸出入活動を禁止または制限した場合、中国当局は、これに対して、資産の差し押さえや凍結を行うことが可能となります。凍結対象の資産の範囲は、現金預金や有価証券から知的財産権などの無形資産にまで及んでいます。中国に資産が多くあると思われる企業、例えば、米国のブラックロックは、中国本土と香港の株式を数千億香港ドル保有していると言われていたのですが、同社は、最近、李嘉誠氏が所有する CK ハチソン・ホールディングス(CK ハチソン実業)との間で、パナマ港湾の運営権に関する協定を交渉しています。今後の動向が気になります。

次にトランプ米大統領が 3 月 26 日に、アメリカに輸入される自動車および自動車部品に対する 25%の関税を新しく発表しました。このことに関して、日本では、3 月 28 日の参議院予算委員会で、石破首相が自身の感想として、「何を言っているかよくわからないという感じだ。もう論理として非常に通りにくい。少なくとも私にとって理解しがたい部分があった。」と発言していました。日本の首相が、アメリカの大統領のことをこのように言うのは非礼な態度だと思いますし、さらに本当に、今回の措置が非論理的だと言い切っているのでしょうか？

最初にアメリカには、日本の消費税のような、いわゆる付加価値税はありません。ではなぜアメリカは付加価値税を採用していないのでしょうか？

日本の輸出企業が、日本国内で製品を生産する際には、調達先に消費税を払っています。そしてその製品をアメリカに輸出するときは、日本の消費税をアメリカの国民から徴収できないという理由でゼロ税率になっています。国内で消費税を払っているのに、海外からは受け取れない。そこで国内で支払ったとされる仕入れ分の消費税が還付されます。そしてアメリカの多くの議員が、以前から、この戻してもらったお金が補助金の役割を果たしていると指摘してきたのです。アメリカでは、昔から付加価値税について議論してきました。その結果、“付加価値税にリベート(還付)機能があるのは、特定企業の優遇策になるので、自由貿易や公平な税制を掲げているアメリカとしては採用するわけにはいかない”と結論づけたのです。そしてそれ以来、連邦政府としては採用していません(州による売上税はあります。ただし、この売上税は、原材料や商品の仕入れ段階では、売上税は課せられず、売上税を支払うのは、消費者が購入したときのみです)。

従って、今回の問題は、“付加価値税を導入している国は、国内の輸出企業を付加価値税の仕入税戻しという形で保護しており、これは非関税障壁である”、“というアメリカ側の付加価値税への歴史的考えが投げかけられているのです。今回の件で、日本において、消費税の議論がもっと深まっていくことを期待しております。

今月は清明節で 4 月 4 日から 6 日まで 3 連休のお休みになります。よい連休を！

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済情報1

春節の月の違いなどの原因により、2月は価格が下落した。

国家統計局都市部による2025年2月のCPIとPPIデータの解釈

2月の消費者物価指数(CPI)は、前月比0.2%下落、前年比0.7%下落であった。生産者物価指数(PPI)は、前月比0.1%下落、前年比2.2%下落となった。これは主に春節の月の違い、一部の国際バルク商品の価格変動などの要因によるものである。構造的に見ると、一部の地域の価格はプラスに変化している。CPIの一部の工業用消費財とサービスの価格は着実に上昇し、PPIの下落幅は縮小した。物価が緩やかに回復するという現在の傾向は変わっていない。

1. 春節の月の違いなどの原因により、CPIは上昇から下落に転じた。当該の影響を除けば、CPIは前年比で上昇した。

2月にCPIが上昇から下落に転じた主な原因は以下の通りである。第一に、春節の時期が異なっていたことから、前年同期の値は高かった。すなわち昨年2月は、春節の影響で食品やサービス価格の上昇幅が大きかったため、今年2月の前年比価格変動の影響はマイナスとなった。推計によると、2月のCPI前年比変動率は-0.7%で、前年価格変動の遅延影響は約-1.2ポイント、今年の価格変動の新規影響は約0.5ポイントであった。春節の時期が異なっていることによる影響を除くと、2月のCPIは0.1%上昇し、物価が緩やかに反発するという現在の傾向は変わっていない。春節の影響を受けた項目別に見ると、食品価格は前年比3.3%下落し、CPIを前年比で約0.60ポイント下落させ、CPI全体の下落の80%以上を占め、CPIを上昇から下落に転じさせる主な要因となった。航空券と観光価格はそれぞれ前年比22.6%と9.6%下落し、CPIを前年比で約0.27ポイント下落させた。

第二に、今年2月の天候は、生鮮野菜の生育と輸送に好都合であった。2月は雨や雪、氷点下の天候が少なかったが、一方で昨年の同時期は一部の地域で雨や雪、氷点下の天候が2回続き、農業生産と輸送に大きな影響を及ぼした。2月の生鮮野菜価格は前年比12.6%下落し、CPIに前年比約0.31ポイントの影響を及ぼした。

第三に、自動車などの値下げである。2月はガソリン車と新エネルギー車の価格がそれぞれ前年比5.0%と6.0%下落し、消費者物価指数は前年比で約0.16ポイント下落した。

2. 工業生産の閑散期や一部の国際バルク商品の価格変動など、複数の要因により生産者物価指数は下落したが、下落幅は若干縮小した。

2月のPPIは、前月比、前年比でそれぞれ0.1ポイント下落した。PPI下落の主な原因は以下の通りである。

第一に、春節前後の期間は工業生産の閑散期であり、ほとんどの建設プロジェクトが停止し、建材の需要に影響を与えている。休日や低温などの要因の影響で、多くの建設プロジェクトが停止し、建材の需要が弱かった。鉄金属製錬・圧延加工業界の価格は、前年比10.6%下落し、非金属鉱物製品業界の価格は前年比3.5%下落した。

第二に、春節期間中の石炭供給が十分かつ確実に確保されており、石炭生産は全般的に安定しており、発電所と港湾の石炭備蓄は十分で、石炭加工価格は前年比24.7%下落し、石炭採掘・選炭価格は前年比12.5%下落した。

第三に、国際原油価格変動の波及により、国内石油関連産業の価格が下落した。国際原油価格変動の波及の影響を受けて、国内石油関連産業の価格が下落し、そのうち、石油採掘価格は前年比5.1%下落、有機化学原料製造価格は前年比4.5%下落、石油精製製品製造価格は前年比1.6%下落した。同時に、マクロ経済政策の効果が徐々に現れ、一部の産業の生産需要が増加し、PPIの下落幅が縮小した。

3. 細目で見ると、一部の地域では価格がプラスに変化している

第一に、CPIに含まれる一部の商品とサービスの価格が、安定的に上昇した。2月のCPIに含まれるエネルギー価格は、前月比0.6%上昇し、そのうちガソリン価格は1.3%上昇した。消費者需要の回復を受け、エネルギーを除く工業用消費財の価格は前月比、前年比でそれぞれ0.2%上昇し、そのうち耐久消費財、衣料品、通信機器、小型家電製品の価格は、それぞれ前年比1.6%、1.4%、1.3%、1.0%上昇した。国際金価格の変動を受け、金宝飾品価格は前年比38.6%上昇に拡大した。一部のサービス業では価格が着実に上昇し、映画・公演チケット価格は前月比3.1%上昇、家賃価格は前月比0.1%上昇、家事代行サービスと美容室価格はそれぞれ前年比2.6%と1.0%上昇、飲食サービスは前年比1.2%上昇、教育サービスと医療サービスはそれぞれ前年比1.3%と0.6%上昇した。

第二に、工業製品の需要が着実に現れ、関連業界の価格が小幅に上昇した。消費財製造業では、文化、教育、芸術、スポーツ、娯楽製品製造業の価格が前月比 1.1% 上昇、酒類・精製茶製造業の価格が前月比 0.2% 上昇、タバコ製品製造業の価格が前月比 0.1% 上昇、家具製造業の価格が前月比 0.1% 上昇、服装製造業の価格が前月比 0.1% 上昇、家庭用キッチン家電製造業の価格が前月比 0.1% 上昇した。新エネルギー、人工知能などの産業の発展により、非鉄金属採掘・選鉱業と非鉄金属製錬・圧延加工業の価格がそれぞれ前月比 1.8% と 0.3% 上昇した。

第三に、一部の産業分野の需給構造が改善し、価格下落が鈍化した。設備製造業では、太陽光発電設備・部品の価格が前年同月比 13.0% 下落、電子半導体材料の価格が前年同月比 9.7% 下落、完成車製造の価格が前年同月比 4.6% 下落と、いずれも前月より下落幅が縮小した。連休明けには業務・生産の再開が加速し、電力需要が急速に回復した。電気・熱生産・供給業の価格は前年同月比 0.8% 下落し、下落幅は前月より 0.7 ポイント縮小した。

マクロ経済2

3 月 7 日に、税関総署がウェブサイトで統計値を発表した。それによれば、2025 年 1-2 月の中国の貨物貿易の輸出総額は 6.54 兆円で、前年同期比で 1.2% 減少した(昨年の同じ期間と比較すると、今年の 1-2 月の営業日は 2 日少ない。比較できない要因の影響を除けば、輸出入は 1.7% 増加した)。そのうち、輸出は 3.88 兆円で 3.4% 増加した。輸入は 2.66 兆円で 7.3% 減少した。ドルベースでみると、1-2 月中国の輸出入総額は 9,093.7 億ドルで 2.4% 減少した。うち輸出額は 5,399.4 億ドルで 2.3% 増加し、輸入額は 3,694.3 億ドルで 8.4% 減少した。

2025 年の最初の 2 か月間の中国の輸入と輸出の主な特徴は次のとおりである。

1. 一般貿易の輸出入は減少したが、加工貿易の輸出入は増加した

この 2 ヶ月間で、中国の一般貿易輸出入額は 4.2 兆円で 3.6% 減少し、中国の対外貿易総額の 64.3% を占めた。そのうち、輸出額は 2.55 兆円で 2.5% の増加、輸入額は 1.65 兆円で 11.7% 減少であった。同期間の加工貿易輸出入額は 1.2 兆円で 7.1% 増加し、18.3% を占めた。そのうち、輸出額は 7,529.6 億元で 7.6% 増加、輸入額は 4,461.8 億元で 6.4% 増加した。

また、中国の保税物流輸出入額は 9,113.1 億元で 4% 増加した。そのうち、輸出額は 3,891.6 億元で 13.6% 増加し、輸入額は 5,221.5 億元で 2.2% 減少した。

2. ASEAN と米国への輸出入は増加したが、EU と韓国への輸出入は減少した

この 2 ヶ月間で、ASEAN は中国の最大の貿易相手国であり、中国と ASEAN の間の総貿易額は 1 兆 300 億元で 4% 増加し、対外貿易総額の 15.8% を占めた。そのうち、ASEAN への輸出額は 6,266.8 億元で 6.8% 増加し、ASEAN からの輸入額は 4,066.5 億元で 0.2% 減少した。EU は中国の第二位の貿易相手国であり、中国と EU の間の総貿易額は 8,333.4 億元で 0.2% 減少し、12.7% を占めた。そのうち、EU への輸出額は 5,682.6 億元で 1.8% 増加、EU からの輸入額は 2,650.8 億元で 4.3% 減少した。米国は中国の第三位の貿易相手国であり、中米間の貿易総額は 7,336.7 億元で 3.5% 増加し、11.2% を占めている。そのうち、米国への輸出は 5,431.3 億元で 3.4% 増加した。米国からの輸入は 1,905.4 億元で 3.8% 増加した。韓国は中国の第四位の貿易相手国であり、中韓間の貿易総額は 3,355.1 億元で 0.1% 減少し、5.1% を占めている。そのうち、韓国への輸出は 1,480.1 億元で 1.5% 減少した。韓国からの輸入は 1,875 億元で 1% 増加した。同期間における中国の「一帯一路」参加国との輸出入総額は 3 兆 3,300 億元で 1% 減少した。そのうち、輸出額は 1 兆 8,700 億元で 2.4% 増加し、輸入額は 1 兆 4,600 億元で 5.1% 減少した。

3. 民間企業の輸出入が伸びた

この 2 か月間の民営企業の輸出入総額は 3 兆 6,900 億元で前年同期比 2% 増、中国の対外貿易総額の 56.4% を占め、前年同期比 1.8 ポイント上昇した。そのうち、輸出額は 2 兆 5,000 億元で前年同期比 1.6% 増、中国の輸出総額の 64.2% を占めた。輸入額は 1 兆 1,900 億元で前年同期比 2.7% 増、中国の輸入総額の 45% を占めた。同期間の外資系企業の輸出入総額は 1 兆 9,100 億元で、前年同期比 0.3% 減、中国の対外貿易総額の 29.2% を占めた。そのうち、輸出額は 1 兆 800 億元で前年同期比 6.9% 増、輸入額は 8,299 億 1,000 万元で前年同期比 8.3% 減であった。国有企業の輸出入総額は 9,250.4 億元で 13.4% 減少し、中国の対外貿易総額の 14.2% を占めた。そのうち、輸出額は 3,007.4 億元で 6.6% 増加し、輸入額は 6,243 億元で 20.6% 減少した。

4. 機械・電気製品は輸出の 60%を占め、その中で自動データ処理装置とその部品、集積回路、自動車の輸出が増加した

この2か月間で、機械・電気製品を2.33兆元輸出し5.4%増加し、中国の輸出総額の60%を占めた。そのうち、自動データ処理設備とその部品は2,176.8億円で11.7%増加した。集積回路は1,804.4億円で13.2%増加した。携帯電話は1,340.8億円で2.2%減少した。自動車は1,160.2億円で3.7%増加した。同期間の労働集約型製品の輸出は6,081.3億円で8.2%減少し、15.7%を占めた。そのうち、衣類と服飾品は1,557.4億円で5.8%減少した。繊維は1,525.5億円で0.9%減少した。プラスチック製品は1,089.8億円で、7.3%減少した。農産物の輸出は1,094.4億円で4.2%増加した。

5. 鉄鉱石、原油、天然ガスの輸入は減少したが、石炭と大豆の輸入は増加した

この2か月間で、鉄鉱石を1億9,100万トン輸入し8.4%減少し、平均輸入価格は1トン当たり714.2円で22.8%減少した。原油は8,385万4,000トンで5%減少し、1トン当たり3,987.3円で4.6%減少した。石炭は7,611万9,000トンで2.1%増加し、1トン当たり612.8円で19.3%減少した。天然ガスは2,031万1,000トンで7.7%減少し、1トン当たり3,452.4円で5.5%減少した。大豆は1,360万6,000トンで4.4%増加し、トン当たり3,328.9円で17.4%減少した。精製油は634万3,000トンで16.2%減少し、トン当たり4361.6円で2.6%増加した。また、一次成形プラスチックの輸入は476万7,000トンで2.9%増加し、トン当たり1万300円で0.1%増加した。未加工銅および銅製品は83万7,000トンで7.2%減少し、トン当たり6万7,700円で9.5%増加した。また同期間での電気機械製品の輸入は1兆円で、3.2%増加した。そのうち、集積回路は834.6億個で6.3%増加し、金額ベースでは4,022.8億円で3.9%増加した。自動車は5.6万台で、45.8%減少し、金額ベースでは216億円で、49.7%減少した。

法務情報

「弾力的定年退職制度実施暫定弁法」の要点解説



1. はじめに

2024年9月13日、中国で注目を集めてきた定年延長政策がようやく公布された。全国人民代表大会常務委員会及び国務院は、当該政策の弾力的な実施に関する原則を明確に定め、法定要件を充足する従業員においては早期定年退職を自由に選択し、又は使用者と合意のうえ定年延長ができるものとし、こうして中国の弾力的な定年退職制度の基本的な枠組みが確立された。

定年退職制度の弾力的な実施に関する具体的な規則を更に明確にするため、2024年12月31日、人力資源社会保障部は、中国共産党中央委員会組織部及び財政部と共同して、「弾力的定年退職制度実施暫定弁法」（以下、「暫定弁法」という）を公布し、従業員が弾力的定年退職を行う手続、従業員の権利・利益の保障、社会保険取扱いサービスの改善などに対する要件を明らかにした。以下、「暫定弁法」の重要な内容について解説する。

2. 最低納付年数に達した従業員による弾力的な早期定年退職

「暫定弁法」1条によると、月々の年金の受給が可能となる、国が定めた最低納付年数（注1）に達した従業員は、弾力的な早期定年退職を選択することができる。この規定により、弾力的な早期定年退職の決定は従業員の権利であり、法定要件を充足する状況の下、弾力的な早期定年退職をするか否か、それをどの時期に行うかについては従業員が法に基づいて自ら選択し、使用者や第三者の同意は要しないことが明らかにされた。

（注1）弾力的な早期定年退職をする従業員の最低納付年数の計算については、「法定定年年齢の段階的な延長に関する弁法」により、「2030年1月1日より、従業員が月ごとに受給する基本年金の最低納付年数を15年から20年まで段階的に引き上げ、1年ごとに6か月の引上げをする。労働者が法定定年年齢に達したものの、最低納付年数に満たないときは、規定に従い、納付の延長又は一括納付の方法で最低納付年数に達することにより、月ごとに基本年金を受給することができる。」（2条）、「弾力的な早期定年退職をした従業員は、選択した退職の時点に対応する年数の最低納付年数に達しなければならない。」（7条）と定められている。

もっとも、「暫定弁法」1条によると、従業員による早期定年退職の時点は、同人の現在の法定定年年齢から3年以内でなければならない。また、早期定年退職時の年齢は、従来の法定定年年齢である女性従業員の50歳若しくは55

歳、又は男性従業員の 60 歳に達している必要があるとされている。早期定年退職を選択しうる時期は、各従業員の出生時、性別及び職位によって異なるが、これを整理すると下表のようになる。

類型	出生時期	選択しうる早期定年退職の時期
男性従業員	1964年12月以前	なし
	1965年1月～1976年8月	60歳から現定年年齢の1か月前まで
	1976年9月以降	60歳から62歳11か月まで
管理技術職の女性従業員	1969年12月以前	なし
	1970年1月～1981年8月	55歳から現定年年齢の1か月前まで
	1981年9月以降	55歳から57歳11か月まで
それ以外の女性従業員	1974年12月以前	なし
	1975年1月～1980年12月	50歳から現定年年齢の1か月前まで
	1981年1月～1984年10月	(現定年年齢から3年を減じた年齢)から現定年年齢の1か月前まで
	1984年11月以降	52歳から54歳11か月まで

また、「暫定弁法」2 条は、弾力的な早期定年退職の過程において、従業員が自らの真意に基づいてそれを行うことを保障するとともに、使用者による迅速かつ円滑な業務手配の調整を可能とするため、従業員に対し、自らが選択した退職の時点から 3 か月前までに、使用者に対する早期定年退職決定の通知を書面で行うことを要求している。法的効果の観点からすると、この書面は送達によって効力が生じ、従業員が自ら撤回しない限り、同人の選択した退職時点の到来によって、使用者との労働関係又は人事関係が自動的に終了する。これに対し、従業員がこの 3 か月前までの書面通知を行わなかった場合には、使用者は、早期定年退職の手続をしないことができ、双方の労働関係は従来どおり存続するが、その後従業員が定年退職時期を改めて選択し、その 3 か月前までに使用者に書面で通知したときは、弾力的な早期定年退職を行いうると思えられる。

3. 労使間の合意に基づく弾力的な定年延長

「暫定弁法」の下、法定定年年齢に達する従業員であっても、使用者との合意があれば弾力的に定年を延長することができ、この延長された期間において労使間の労働又は人事関係は通常どおり継続され、従業員が法定定年年齢に到達したことによって、その関係が終了し、又は労務その他類似の關係に転換されることはない(4 条)。使用者においては、労働契約法、「事業単位人事管理条例」などの関連規定を引き続き遵守して、弾力的な定年延長をした当該従業員の合法的な労働上の権利・利益を保障するとともに、同人に対し適時かつ全額の賃金の支払、社会保険料の納付などをしなければならない(5 条)。他方、自由意思の原則の下、従業員は、使用者との合意により弾力的な定年延長を中止することもでき、これに伴い、労使間の労働又は人事関係は自動的に終了し、使用者においては、直ちに当該従業員の定年退職に関する手続を行わなければならない(6 条)。

もともと、就業者の正常な流動の停滞や正常な雇用の秩序の混乱といった定年延長の負の影響を減らすため、「暫定弁法」4 条は、従業員の弾力的な定年延長に対して次のような一連の制限を設けている。

- ①定年延長の期間は法定定年年齢から 3 年を超えてはならない。例えば、法定定年年齢 56 歳の管理技術職女性従業員が現時点において使用者とその延長について合意する場合、59 歳を超える退職とすることはできない。
- ②労使間においては、延長後の定年退職時点から 1 か月前までに(注 2)、その退職時点などの事項を書面により明確にしなければならず、また、こうして確定された退職時点を更に延期することはできない(注3)。

(注 2) 人力資源社会保障部の関連する部局の責任者が記者応答で明らかにしたところによると、2025 年第 1 四半期に弾力的な定年退職の手続を行う従業員については、この 1 か月前又は 3 か月前までという期間に関する要求の影響を受けず、直ちに弾力的な早期定年退職又は定年延長の手続を行うことができる。

(注 3)「暫定弁法」6 条の下、定年延長は労使間の合意によりいつでも終了しうることから、定年延長期間の短縮も労使間の合意によって可能ではないかと考えられる。

③公務員、国有企業及び事業単位の指導者その他管理職は、その職位の特殊性ゆえ、定年延長をすることができない。

4. 弾力的な早期定年退職・定年延長をした従業員による年金の受給

「暫定弁法」7 条～10 条は、従業員が弾力的な早期定年退職又は定年延長を選択した場合における年金について次のことを定めている。

まず、最低納付年数について、弾力的な早期定年退職又は定年延長を選択した従業員においては、月々の基本年金の受給が可能となる、国が定めた最低納付年数を満たしていなければならない、弾力的な早期定年退職をした従業員は、その選択した退職時点に対応する年数の最低納付年数を満たすことが求められる一方、弾力的な定年延長をした従業員は、延期された退職時点ではなく、法定定年年齢に対応する年数の最低納付年数を満たしていれば足りる。

また、年金の受給申請について、使用者は、従業員が選択した退職の月までに、必要な文書をもって社会保険取扱機関に対するその手続を行わなければならない、当該機関による審査を経て申請が認められた従業員は、退職時の翌月から基本年金の受給が開始される。また、基本年金の受給が既に始まった者について、社会保険取扱機関が弾力的な定年退職に関する申請を受け付けることはない。

5. おわりに

以上のように、「暫定弁法」は、全国人民代表大会常務委員会及び国務院により確立された弾力的な定年退職制度の基本的な枠組みの下、立法と司法実務を結び付け、当該制度の実施細則を更に明確化している。特に定年延長政策が公示されて以降、弾力的な早期定年退職又は定年延長を選択する従業員が現れた場合にその使用者が有するべき権利、負うべき義務に関する規定は、弾力的な定年退職の処理の過程で直面しうる障害を解決し、労使双方の合法的な権利・利益を確保するのに資するものと評価される。一方、現在の定年延長政策は、その正式な施行から間もないため、定年退職の時期や手続、年金待遇など関して実務上発生しうる労使間紛争の解決については、今後において新たな具体的問題が発生した後、関係部門による相応の関連規定・政策の制定を待たなければならない。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報

税務総局による個人所得税確定申告管理方法の公布



国家税務総局が 2025 年 2 月 26 日付で、「個人所得税総合所得の確定申告管理方法」(国家税務総局令第 57 号)を公布しました。主な内容は以下の通りです。

1、年度確定申告の内容

年度確定申告による還付・追納税額 = 「(総合所得収入額 - 60,000 元 - 三险一金など専項控除 - 子女教育費などの専項附加控除 - 法律によるその他控除 - 条件に合致する公益慈善事業寄付) × 適用税率 - 速算控除数」 - 減免税額 - 予納税額

総合所得収入額とは、納税者が一納税年度(暦年)において、取得した給与・賃金、労務報酬、原稿料、特許権使用料等という4種類の所得による収入額を指す。

2、確定申告の対象者

次のいずれかに該当する場合、納税者は確定申告を行う必要がある。	納税者が納税年度内に既に法律に従って個人所得税を予納し、かつ次のいずれかに該当する場合、確定申告を行う必要はない。
・予納税額が年度納付すべき税額を上回り、かつ税額還付を申請する予定がある場合。 ・一納税年度内に取得した総合所得収入額が12万円を超え、かつ追納税額が400円以上である場合。 ・所得項目の適用に誤りがある、または源泉徴収義務者が源泉徴収義務を行っていないことにより、年度総合所得の過少申告又は未申告が生じている場合。	・追納税額があるが、年間の総合所得収入額が12万円を超えない場合。 ・追納税額が400円を超えない場合。 ・予納税額が年度納付すべき税額と一致する場合。 ・確定申告の税金還付条件に合致するが、還付を申請しない場合。

3、確定申告の期間

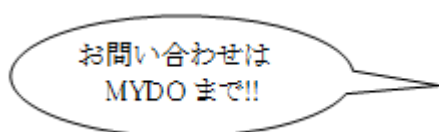
確定申告を行う期間は、毎年3月1日から6月30日までの期間となる。中国国内で住所がない納税者は3月1日前に出国する場合、出国前に確定申告の手続きを行う必要がある。

4、確定申告方法

- ① 納税者自ら申告
- ② 源泉徴収義務者による代行申告
- ③ 委託された企業や個人などによる代行申告

5、管理措置及び法的責任

確定申告期間終了した後、追納税額を未申告又は過少申告となる納税者に対し、税務機関は法律に従い、関連税務通達を交付し、一定期間内に是正を命じ、かつ延滞金を追徴すると同時に、個人所得税の納税記録に記載される。期限を過ぎても改正しなかった場合、税務機関は税收徴管法の規定に基づいて処罰を科することができる。



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>